

令和8年度(2026年度) 第2回八王子市スポーツ推進審議会 次第

日時：令和8年(2026年) 5月29日(金) 18:30～

場所：八王子市役所5階502会議室

1 開会

2 協議事項

- (1) (仮称) スポーツ施設整備・保全方針の策定の基本的な考え方について
- (2) 八王子市が設置するプール(大塚公園プール・陵南プールなど)の今後について

3 報告事項

- (1) 令和8年度予算(スポーツ振興課・スポーツ施設管理課)
- (2) 組織改正(令和8年7月)
- (3) 施設使用料の料金改定(令和9年4月1日～)
- (4) 熱中症特別警戒アラート発表時等の対応

4 事務連絡

5 閉会

※配付資料

- ・資料1(A4) (仮称) 八王子市スポーツ施設整備・保全方針の基本的な考え方について
- ・資料2(A4) 第1回スポーツ推進審議会における質問・回答
- ・資料3(A4) 八王子市が設置するプールのあり方について
- ・資料4(A4) 屋外市営プールの利用に関するアンケート結果について
- ・資料5-1(A3) 予算資料(スポーツ振興課)
- ・資料5-2(A3) 予算資料(スポーツ施設管理課)
- ・資料6(A4) 八王子市教育委員会事務局処務規則(抜粋)
- ・資料7(A4) 施設使用料の料金改定
- ・資料8(A4) 熱中症対策の対応方針について(抜粋)

(仮称)「八王子市スポーツ施設整備・保千方針」策定の基本的な考え方について

生涯学習スポーツ部

2026年5月29日

スポーツ推進審議会説明資料

◎本件は「八王子未来デザイン2040」の次の施策を推進する取組

施策番号

19

第3編 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち 第3章 学びを活かせる生涯学習の推進

第2節

健康と活力を育むスポーツ・レクリエーションの充実

施策番号

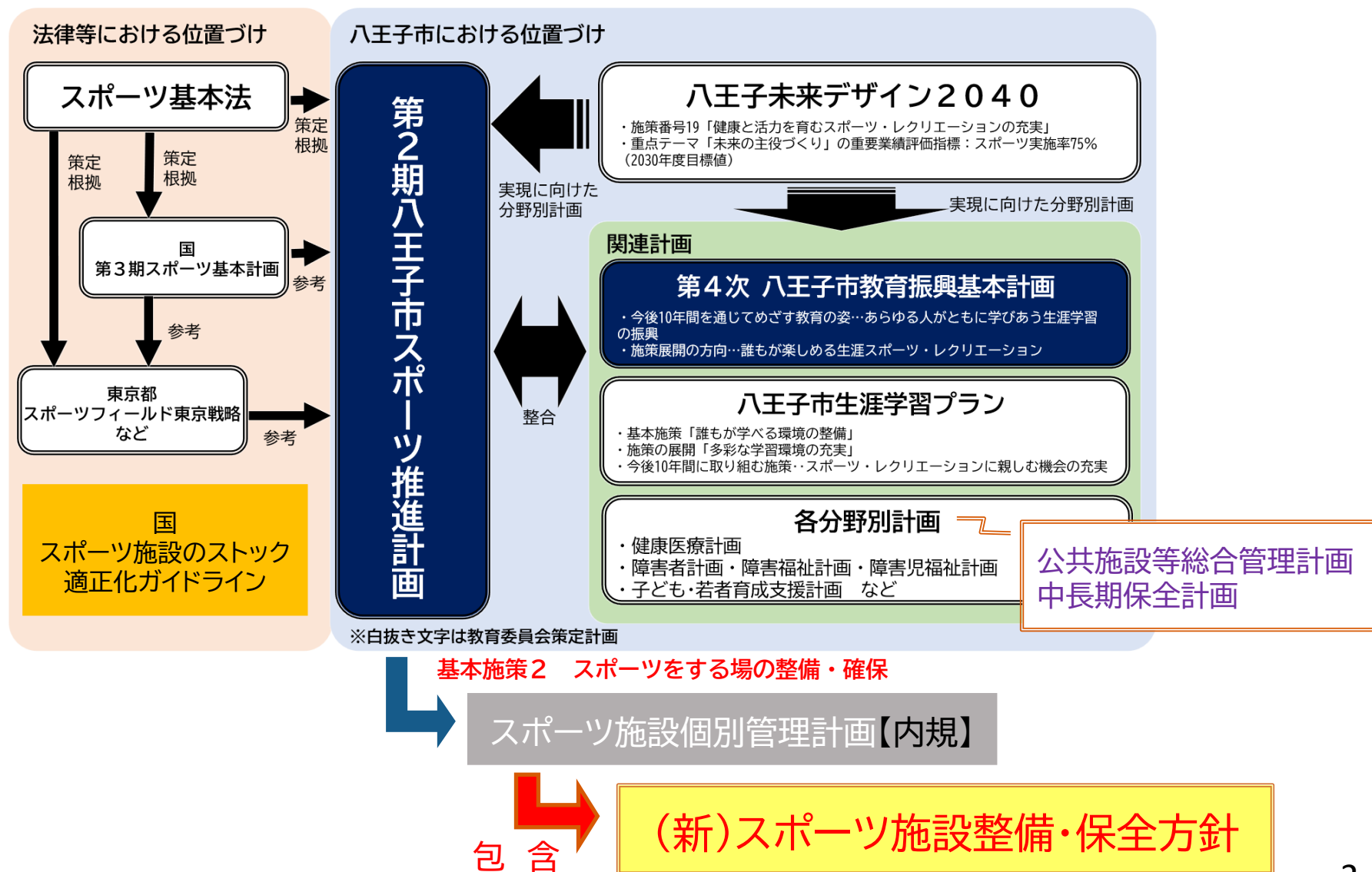
06

第1編 みんなで担う公共と協働のまち 第3章 地方分権時代にふさわしい行財政運営の推進

第2節

持続可能な行財政運営

取組の位置づけ（各計画の相関図）



方針策定の必要性

(1) 関連計画や改正法令との整合を図るため

① 八王子市公共施設等総合管理計画の改定

詳細 P5へ

【施設類型別取組方針】

- ・主な施設(類型別の中での)
- ・今後のマネジメントの取組方針

見直し

施設のあり方に関する検討プロセスの記載
や各施策の方向性を踏まえた時点修正

② 八王子市中長期保全計画の改定

「公共施設等総合管理計画」に基づく「一般建築物の個別施設計画」で、甲の原体育館、**陵南プール**、上柚木公園陸上競技場は、老朽化の影響が大で、5年以内に大規模修繕によって保全が必要とされている。

③ スポーツ基本法改正※1(令和7年6月)による

国のスポーツ基本計画の改定(令和8年度中予定)⇒第4期 ※2

P6へ

①～③の改定内容と八王子市のスポーツ施策「**(1)スポーツ施設の適切な整備・維持管理**」との整合を図る

方針策定の必要性

(2) スポーツ施設のストック適正化を実現するため

スポーツ庁が平成30年(2018年)3月に定めた「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づき、令和3年3月、「八王子市スポーツ施設管理計画」を策定した。

ガイドラインは、地方自治体の総合的なスポーツ環境を確保するための方針策定を目指し、1次評価で既存のスポーツ施設の性能を個別に把握・評価すること、2次評価で地域のスポーツ環境について方針を立て、それに基づいて1次評価の見直しや代替施設の活用、新規施設の整備等の方針を策定することが示されている。

一方、本市の「八王子市スポーツ施設管理計画」は、1次評価のうち既存施設の維持・改善までの計画となっており、改廃から施設不足の解消までの方針策定が必要である。



図 P9へ

令和2年3月時点

□ 屋内運動施設(体育館)

- ・総合体育館(エスフォルタアリーナ八王子)は、ライフサイクルコストの縮減、施設の長寿命化
- ・富士森体育館は、予防保全の計画的な維持管理、施設の長寿命化
- ・甲の原体育館は、設備更新や修繕を計画的に実施、施設の長寿命化

□ 屋外運動施設

- ・屋外プールは、改修の際は施設の存廃も含めた検討
- ・上柚木公園陸上競技場は、計画的な維持管理、ライフサイクルコストの縮減や施設の長寿命化
- ・富士森公園陸上競技場は、ライフサイクルコストの縮減や施設の長寿命化
- ・富士森公園野球場(スリーボンドスタジアム八王子)及び上柚木公園野球場は、予防保全の計画的な維持管理、ライフサイクルコストの縮減や施設の長寿命化

※1 【スポーツ基本法改定に盛り込まれた必要な基本的施策】

- ▼ 発達段階に応じたスポーツの推進
- ▼ 部活動の地域展開等
- ▼ 気候変動への対応についての留意
- ▼ デジタル技術の活用等（スポーツDX、eスポーツ）
- ▼ まちづくりと一体的なスポーツ施設の整備等
（スポーツコンプレックス）
- ▼ 多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保
（スポーツホスピタリティ）
- ▼ スポーツの公正及び公平の確保
（スポーツ・インテグリティの確保）

補足資料. 第4期スポーツ基本計画の重点課題③

重点課題 3

スポーツの意義や価値を活かしたスポーツの地域・社会への貢献



補足資料. 第4期スポーツ基本計画の重点課題③

重点施策 3 (2)

地域スポーツ資源の活用

①まちづくりと連携したスポーツ環境の整備

- ・ スポーツの価値や潜在力を最大限に引き出し、まちづくり・地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指し、そのモデルとなる施設として21拠点を選定してきたところである。
- ・ 一方で、我が国の社会体育施設は、2021年時点で全国に約4万6千施設存在している。その中には、20世紀後半を中心に整備がすすめられた施設が多く含まれており、今後、老朽化が進行する施設の割合が増加していくことが見込まれる。
- ・ このような施設ストックの状況や建築費高騰等の社会状況等を踏まえ、社会体育施設の再整備等について将来を見据えた計画的な検討を進めるとともに、スポーツ施設を人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として位置づけ、学校体育施設やオープンスペース等も含めた地域全体のスポーツ環境を捉えた活用の在り方や、エリアとしてのマネジメントの下、官民連携により、一層まちづくりと連携して取り組んでいくことが重要となっている。
- ・ また、スポーツ実施状況には地域格差があり、背景要因として、気象・地理的条件の違い、スポーツ施設・スポーツ指導者・スポーツ団体・スポーツイベント・自治体による施策・プロスポーツ等の充実度の違いなどが考えられるとともに、全国的にも、施設の老朽化や気候の変動等にも対応した、スポーツができる施設や場所の確保が重要となっている。
- ・ スポーツを活用した経済活性化・地方創生を全国各地で実現するためには、単なるスポーツ振興のみならず、地域の目指す姿の実現や課題解決に向けて、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・DX・環境等の他の関連施策の観点から、スポーツ資源を最大限活用する必要がある。

【データは次ページ】

補足資料. 第4期スポーツ基本計画の重点課題③

目 標

- ・ スポーツを通じて自分らしく生きられる社会を実現するため、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を引き続き推進するとともに、スポーツ施設の文化芸術・防災拠点等の多用途利用や、オープンスペースも含めたまちづくりの中での位置づけなど、スポーツによって集まる・つながる空間の創出を目指す。
- ・ 各地域の条件や状況等の実情を踏まえたスポーツ環境の整備・活用を進めていくことにより、スポーツ実施状況に関する地域格差を是正していく。
- ・ その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリアの実現により、地域活性化およびスポーツ振興を目指す。
- ・ スポーツを総合的に活用して地域の自律的な成長に取り組むモデルを創出し、全国へ展開することで他地域への波及を目指す。

【数値目標】

- ・ 地域住民が利用可能なスポーツ施設現況を横断的に把握できている市区町村の割合：60%
- ・ 年間を通じ平日に学校体育施設を地域で共同利用する学校の割合：100%に近づける
- ・ 社会体育施設の耐震化率：100%【令和10年】
空調設置率：35.7%【令和12年】
- ・ 都道府県別の週1回以上のスポーツ実施率：平均を引き上げつつ、最大値と最小値の差を縮小
※3年合算による平均値で算出
- ・ 住民のスポーツ実施率について把握をしている市・（指定都市を除く）の割合：75 %以上
- ・ エリア全体で経済的価値、社会的価値の創出に向けた運営を行っているスポーツコンプレックスの件数：増加
※本数値目標は重点課題3（1）①、②にも記載あり。

補足資料. 第4期スポーツ基本計画の重点課題③

重点施策

(スポーツによって集まる・つながる空間の創出)

◆スポーツ施設の量的最適化

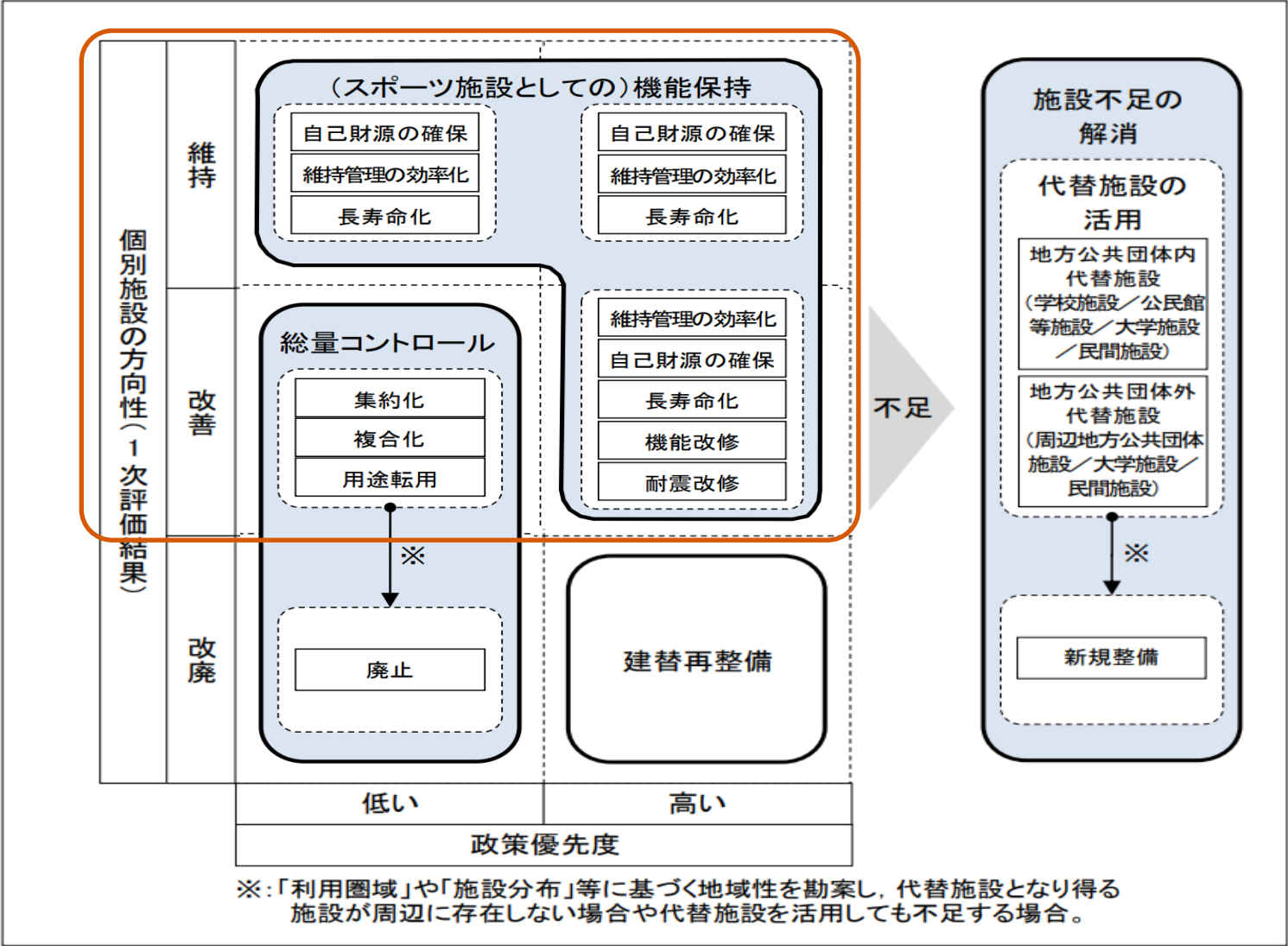
- ・ 国は、スポーツが人々のウェルビーイングの向上に資することを踏まえ、スポーツ施設が運動の場にとどまらず、人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能する環境づくりを推進する。その際、国は、老朽化が進行する施設ストックの状況や地域に存在するスポーツ環境を的確に把握した上で、社会体育施設に加え、学校体育施設やオープンスペース等も含め、まちづくりの視点を通じた施設の再編や多用途利用等の検討を地方公共団体に対して促す。

(スポーツによって集まる・つながる空間の創出 ※続き)

◆スポーツ施設の高質化

- ・ 国及び地方公共団体は、スポーツ事故の防止をはじめ、社会体育施設の構造体・非構造部材の安全性確保や耐震化による耐災害性の向上を図るとともに、災害時の避難所機能の強化、猛暑下でのスポーツ活動に伴う熱中症対策、通信環境の充実等を通じて、施設の安全性等の向上を推進する。
- ・ 国及び地方公共団体は、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず誰もがスポーツに親しみやすい環境を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方や環境に配慮した持続可能な施設等の充実に向けて、官民連携の取組も含め、効率的かつ効果的な整備・運営を推進する。
- ・ 国は、昨今の学校プールを取り巻く状況を踏まえ、持続可能な水泳授業の実施や地域住民の新たなスポーツ活動の場の創出等に向けて、天候に左右されず年間を通じて利用可能な、気候変動に対応し地域に開かれた学校プールの屋内化を推進する。

補足資料.スポーツ施設の基本方針(2次評価)のマトリクス



補足資料3. SWOTクロス分析

契約資産部 市長決裁資料「公共施設等総合管理計画改定の基本的な考え方について」より抜粋

【目的】持続可能な行財政運営と市民サービスの提供が両立した公共施設マネジメント

【内部要因】 【外部要因】	(1) 強み : Strengths	(2) 弱み : Weakness
	- 固定資産台帳の整備等により、施設情報として基礎的データの把握は一定程度進んでいる。 - 複合化や利活用の実績など、地域の理解を得ながら取り組んだ事例もある。 - 都市計画の見直しや既に検討に着手している具体的な動きと連動するなど、エリア単位で施設の方向性を検討する。	- 広い市域に多くの施設が散在し、老朽化した施設が(約35%)にのぼる。 - 更新や維持管理コストの全体把握について不十分である。 - 所管間での役割分担が整理されておらず、意思決定プロセスが明確ではない。
(3) 機会 : Opportunities	SO戦略 (1)×(3)	WO戦略 (2)×(3)
- AIの活用やDX、共創の推進により、施設運営の新たな形を検討する契機がある。 - 利用者の生命や安全・安心を守ることが出来る。 - 地域性に特長があり、市民力がある。	- データに基づくエリアごとの公共施設再編の課題解決を早期に図る。これにより、検討エリアを増やすことをする。 - 地域ごとに市民との対話を通じ、必要なサービス提供を確保しつつ、地域の暮らしを支える施設再編を推進する。	- 情報を可視化することで、施設の類型別に定量・定性的な目標を整理する。 - 市民ニーズ等へ対応するため、意思決定までのプロセスを明確化し、契機を逃さない。 - エビデンスに基づく施設の更新を行なえる仕組みを構築する。⇒ 安全・安心の施設
(4) 脅威 : Threats	ST戦略 (1)×(4)	WT戦略 (2)×(4)
- 人口減少・少子化と高齢化の同時進行 - 老朽化により利用者の安全が確保できない。 - 施設の維持・更新が必要な時期が到来し、財政負担が一気に増加する恐れがある。 - 統廃合について、市民の理解・納得を得られていない。	- 施設のあり方に関する「判断基準」と「更新・縮減の方向性」を明確化した実行性を担保できる仕組みを構築する。 ⇒ 市民の理解・共感を得られやすい。 ⇒ 財政負担の平準化を図る。 - データや実績を踏まえ、できることから取り組む。	- 限られた財源を効果的に投資し続ける仕組みを早急に検討する。 - 組織間の情報共有や役割整理を徹底し、実行性を担保する。 - 公共施設の現状を市民に公表し関心を集める。 - 管理職をはじめとした職員が主体的に取り組む⇒ 停滞の抑止

基本施策2 スポーツができる環境の整備

◆施策概要

スポーツを推進するためには、身近なところで気軽にスポーツに親しむことができる場の確保が必要となります。本市には体育館、野球場、テニスコートなど運動施設のほか、大学、学校、公園等、スポーツに親しめる場が多く、恵まれた環境が整っています。既存施設の老朽化や少子高齢化が一層進展する状況下において、**計画的な施設マネジメントのあり方**を検討しつつ、**場の確保・充実**に努めていきます。

◆現状

- 富士森体育館の改修工事をはじめ、各施設において改修工事等を実施し、施設の利便性及び安全性の向上を図りました。
- 施設の老朽化、人口減少に伴う管理運営の在り方、財源確保など、様々な課題が今後深刻化することが見込まれます。
- 学校体育施設の年間利用者数は83万人を超える状況です。
- 公園敷地を利用した屋外スポーツ施設を設置し、スポーツ施設全体の利用者数は年間200万人を超える状況です。

◆課題

- 既存のスポーツ施設を継続的且つ安全に利用できるよう、適切なマネジメントの実施が必要です。
- 身近なスポーツ環境である、体育館や校庭といった学校体育施設を持続可能な形で有効活用していくことが必要です。
- スポーツニーズが多様化していることから、限られた財源を有効活用しつつ、指定管理者制度など、民間手法を有効に活用し、効果的に施設を維持、管理する必要があります。
- 大学や企業に協力を求めるなど、利用可能なスポーツ施設の拡充が必要です。

◆施策の方向性

- (1) **スポーツ施設の適切な整備・維持管理**
- (2) 学校体育施設の有効活用

(1) スポーツ施設の適切な整備・維持管理

◆考え方

本市には多くのスポーツ施設が存在しますが、**施設の老朽化、人口減少に伴う管理運営の在り方、財源確保**など、様々な課題が今後深刻化することが見込まれます。市民が継続的にスポーツを実施できるよう、スポーツ個別施設管理計画・中長期保全計画に基づき、**使いやすく安全な施設として適切に管理するとともに、施設の改善を実施**していきます。

また、民間のノウハウや保有施設を協働により最大限活用し、**身近なスポーツの場の拡充**を図ります。

◆今後の施策目標

- スポーツ個別施設管理計画・中長期保全計画に基づき、適切に施設を維持管理します。**
- より効果的な運用のため、民間のノウハウを活用した運営やネーミングライツの募集を行います。
- 大学・特別支援学校等の運動施設利用の協力を得ながら、スポーツをする場を確保していきます。

【具体的な取組例】



既存施設の計画的に修繕



公園の健康遊具の紹介や適切な維持・管理



大学・民間等との連携を促進

(2) 学校体育施設の有効活用



◆考え方

身近なスポーツを行う場として、小中学校の体育館や校庭などの学校体育施設を市民の方へ開放しています。令和5年度（2023年度）は延83万人以上が学校体育施設を利用しており、今後のスポーツ推進には、**学校体育施設の有効活用**が不可欠ですが、多くの学校で開放事業が教職員の負担となっている現状があります。また、学校ごと、様々な手法で学校体育施設の利用調整が行われていますが、調整の結果、十分に活用されていない施設も確認できます。学校体育施設が十分に活用されるよう、現行の**利用方法や利用基準等の見直し**、**管理・運営の外部化**なども視野に入れて学校体育施設の開放を推進していく必要があります。

- 学校体育施設を有効的に活用できるよう、**体育館・校庭等を継続して地域へ開放**していきます。
- 活用されていない**学校体育施設をシステム予約化**するなど、最大限活用できるルール等を検討します。
- 効果的且つ持続可能な運用に向け、**体育館・校庭の管理運営の外部化**、**利用料金設定**などを検討します。

【具体的な取組例】



学校を活用した事業の実施



学校開放事業の利用促進

施設の空き状況確認や予約ができる

㊦ 八王子市施設予約システム



空き状況の検索はログインしなくてもご利用できます。

現行の施設予約システムのような運用を検討

補足資料. スポーツ施設個別管理計画

令和3年（2021年）3月策定

(1) 計画策定の背景

スポーツ庁が平成30年(2018年)3月に定めた「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」、「八王子市公共施設等総合管理計画」、「中長期保全計画」等に基づき、スポーツ施設を安全な環境で提供できるように整備、維持するため、本計画を定めます。

(2) 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間

(3) 対象施設

体育館、運動場、都市公園内運動施設、校庭夜間開放施設

補足資料. スポーツ施設個別管理計画

(4)施設の現況評価

各施設において「安全性・機能性」及び「経済性」の評価結果から、施設の方向性及び整備手法を検討する。

「安全性・機能性」評価基準

- A・全体的に健全である。
- B・全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している。
- C・全体的に劣化が進行している。
- D・全体的に顕著な劣化がある。

出典:「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(平成24年4月国土交通省都市局公園緑地・景観課)

「経済性」評価基準

- A・維持管理コスト及び改善コストの発生が標準よりも少ない。
 - ・使用料収入が受益者負担の考え方に基づく適正な金額に達している。
- B・維持管理コスト及び改善コストが多い、または収入が少なく受益者負担の考え方に基づく適正な金額に達していないが、改善・見直しの可能性がある。
 - ・政策的な決定により、使用料・利用料金が無料または減免となっているため、収入が見込めない。
- C・維持管理コスト及び改善コストが多い、または収入が少なく受益者負担の考え方に基づく適正な金額に達しておらず、改善・見直しの可能性が少ない。

補足資料. スポーツ施設個別管理計画

戻る

(4)施設の現況評価 (参考 富士森公園野球場)

対象施設について、施設の基本情報、現況評価をまとめている。

9 富士森公園野球場(スリムボンドスタジアム八王子)※

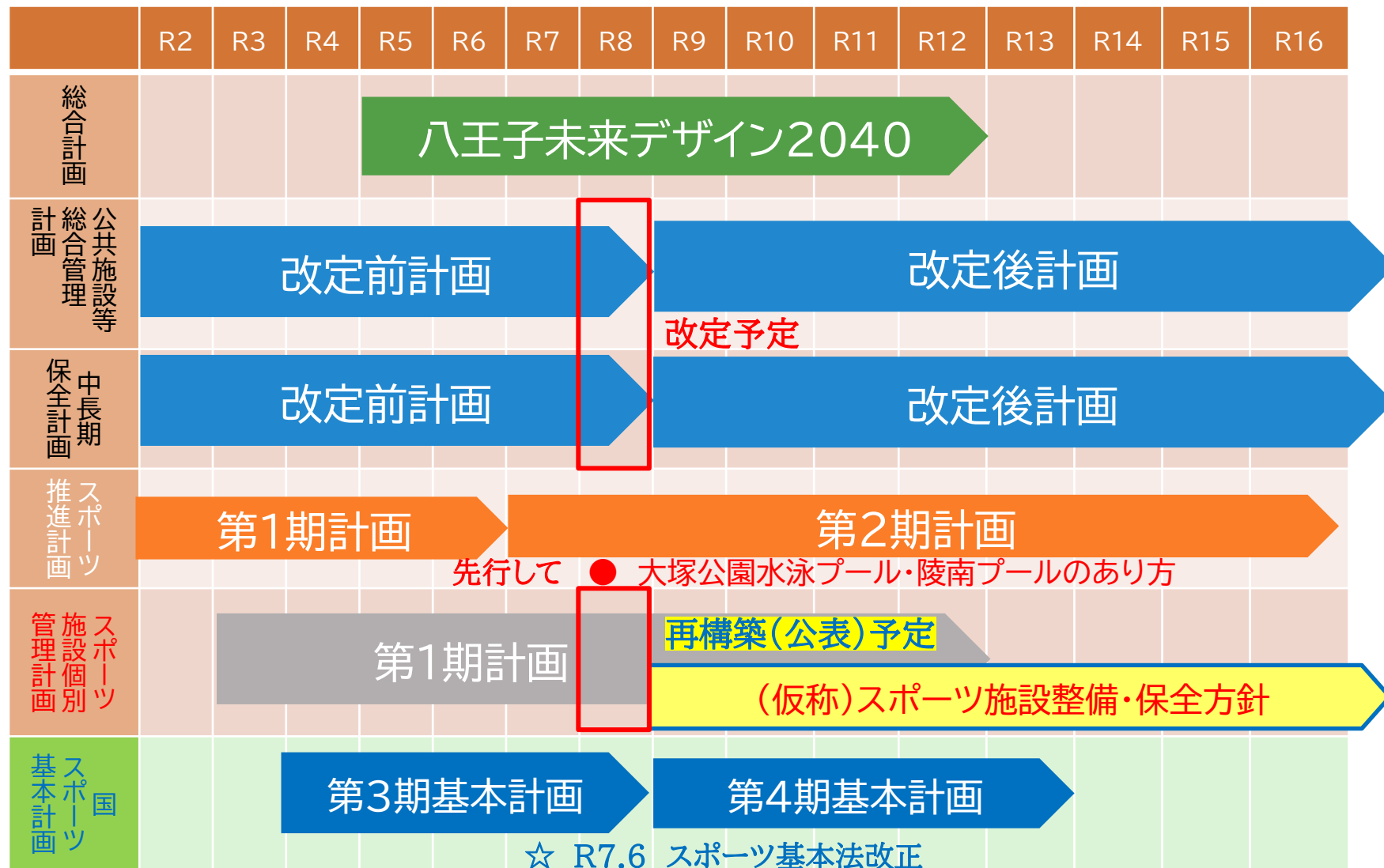
施設基本情報	基本情報※				
	施設所在地※	八王子市台町二丁目2番※			
	施設種別※	都市公園※			
	施設※	野球場1面※			
	種別※	硬式野球、準硬式野球、軟式野球※			
	屋内外の別※	屋外※			
	条例※	八王子市都市公園条例※			
	竣工年※	昭和31年(1956年)※			
	引当開始年※	昭和31年(1956年)※			
	敷地面積※	約27,794㎡※			
施設利用状況	運営形態※	直営、一部委託※			
	休場日※	12月29日～3月中旬※			
	使用時間※	4月～10月※	8:45～10:45 10:45～12:45 12:45～14:45 14:45～16:45		
		11月～3月※	9:30～11:30 11:40～13:40 13:50～15:50※		
	使用料※	野球場※	1回 8,000円(2時間以内)※		
		夜間照明※	1回 18,000円(2時間以内)※		
		その他※	別料金(本館室、スコアボード、放送設備、スピードガン、会議室)※		
	利用状況※	野球場※	利用可能単位※	利用単位※	利用人数※
		令和3年度(2021年度)※	647※	52※	80.4%※ 195,424人※
		令和4年度(2022年度)※	835※	57※	69.3%※ 272,187人※
		令和5年度(2023年度)※	649※	53※	83.9%※ 201,608人※
		令和6年度(2024年度)※	677※	55※	82.6%※ 203,017人※
工事・修繕状況	令和7年度(2025年度)※	688※	56※	82.6%※	227,302人※
		平成28年(2016年)3月	施設改修工事※		
		平成29年(2017年)10月	スコアボード設備用地時修繕※		
		平成30年(2018年)1月	施設改修工事※		
		平成30年(2018年)10月	ナイター照明塔塗装改修工事※		
	令和元年度(2019年)12月	平成30年(2018年)10月	スコアボード設備更新工事※		
		平成30年(2018年)10月	スコアボード設備用地時修繕※		
		平成30年(2018年)11月	スコアボード本体材料天板板修繕※		
		令和元年度(2019年)12月	消火設備改修工事※		

令和3年度	富士森公園野球場観客席及び管理舎改修工事		
	富士森公園野球場消防設備修繕		
	令和4年度 富士森公園野球場スコアボード設備更新工事		
	令和5年度 富士森公園野球場防球ネット増設工事実施設計書		
	令和5年度 富士森公園野球場防球ネット増設工事		
	令和6年度 富士森公園野球場3塁側大扉その他修繕		
	令和6年度 富士森公園野球場ダッグアウト床等改修工事		
	令和6年度 富士森公園野球場グラウンド整備工事		
	令和7年度 富士森公園野球場スコアボード改修工事		
	令和7年度 富士森公園野球場降車庫修繕		
令和7年度	富士森公園野球場受水槽 弁交換修繕		
	令和7年度 富士森公園野球場ダッグアウト床改修工事		
	令和7年度 富士森公園野球場芝生修繕工事		
	令和7年度 富士森公園野球場高圧ケーブル引替工事		
	令和7年度 富士森公園野球場3塁側ブルペン整備工事		
	令和7年度 富士森公園野球場高圧ケーブル管修復工事		
	令和7年度 富士森公園野球場3塁側ブルペン整備工事		
	令和7年度 富士森公園野球場3塁側ブルペン整備工事		
	令和7年度 富士森公園野球場3塁側ブルペン整備工事		
	令和7年度 富士森公園野球場3塁側ブルペン整備工事		
施設現況評価			
項目		現況評価	状況
安全性	B	照明塔の塗装剥がれがひどく、塗装の剥がれによる危険性がある。	
	B		
	A		
機能性	B		
法令適合性	A		
中長期保全計画における建築物の評価	B		
維持管理	B	ナイター照明の電気が大きく、LED化による改修が必要。	
	B	ネーミングライツ、広告収入がある。	
	-		
	-		

特定事項 [※]	受水槽の老朽化により更新時期の検討を要する段階に入っている。 [※]		
	照明塔の塗装剥がれがひどい状態になっている。 [※]		
	レフト側大扉など門扉の建付けが悪くなっている。 [※]		
	利用者に考慮した、トイレの洋式化への更新が図られていない。 [※]		
施設の方針 [※]	維持 [※]		
整備手法 [※]	長寿化 [※]		
その特定事項 [※]			
・本市所管施設におけるナイター利用可能な野球場は、本施設と北野公園野球場の2面のみ。 [※] ・硬式野球利用可能な施設は、本施設と上柚木公園野球場のみ。 [※] ・12月は降雪の影響を受けることが多い。 [※]			

各計画の期間

戻る



第1回スポーツ推進審議会における質問・回答

No.	質問	回答
1	八王子市において市営の屋内公認プール（50m）を設置するとしたらどれくらいの金額がかかるのですか。	インターネット等で調べたものと、市営の屋内プール（50m）では、建設費が約20～40億円、維持費は年間1.5～3億円となります。 近隣自治体（関東）における参考事例 ○埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業（PFI事業）※川口市 主な施設：50mプール、飛込プール、25mプール、観客席等 総事業費：約210億円 事業期間：令和5年～24年 事業内容：設計、建設、運営・維持管理 ○群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業（PFI事業）※前橋市 主な施設：50m プール、飛込兼 25m プール、観客席等 総事業費：約230億円 事業期間：令和6年～26年 事業内容：現水泳場の解体、新水泳場の設計、建設、運営・維持管理
2	中核都市の八王子市としては、交通の便が良くて、水泳教室・水泳スクール等を企画し、大学生をインストラクターとして活用するなどの様々な計画によりプールの活性化につながると良いと思います。	八王子市第2期スポーツ推進計画では、地域スポーツを支える人材の確保・育成を掲げ、ボランティアとして活動できる機会を提供していくこととしています。その取組みとして学園都市としての特徴を生かし、大学生の活用も進めており、水泳への展開も検討していきます。
3	屋外プールの存続を判断する際、市として最も重視する評価軸は何か知りたい（利用者、維持管理費、地域性など）	1つの評価軸ではなく、複数の評価軸を基に総合的に考えています。 利用者：本市における屋外プールについては10年前と比較して利用者が減少しています。 市民の安全性：現状の施設では近年の酷暑に対応できず利用者の安全を確保できないと考えています。 維持管理費：本件について、老朽化が進んでいることから、予防保全の考え方に基づいた改修ができず、事後保全による改修となることから費用がより多くかかります。 施設維持費などの経済性：人件費や光熱水費が高騰しており維持費が高額となります。 地域性：屋外プールはレジャー施設として機能しているものです。近隣のレジャープールとしてサマーランド（あきる野市）、アクアブルー（多摩市）があることを踏まえ、老朽化した大塚公園プール及び陵南公園プールは役割を果たしたと考えています。
4	周辺自治体で屋外プールが相次いで廃止されているが、八王子市が屋外プールを維持した場合、多くの地域から利用者が見込める可能性はないか。	既存の屋外プールを前提に考えると、その規模や立地条件から、利用は近隣住民向けの施設という範囲を大きく超えることはなく、多くの地域からの利用が増える可能性は低いと考えています。仮に利用者数が増加した場合でも、その増加は限定的であり、大幅な伸びは考えにくいと捉えています。 一方で、利用者数の増加に伴う増収に比べて維持管理費の負担が大きくなることが想定されます。そのため、令和7年度の陵南プールの実績では、委託料等の歳出が11,509,245円であるのに対し、使用料収入は1,255,390円にとどまっていることを考えると、歳入と歳出の乖離が広がることが考えられます。 ＊【参考】 年間の利用者数は、免除者を含め6,498人となっています。

5	市営プールと民間施設との役割分担をどのように考えているか（利用者が感じる最大の違いは料金だと思う）	市営の屋外プールはレジャー目的、屋内プールは健康増進目的で利用されています。同じ利用目的の民間プールと市営プールの役割の違いは、市営プールは市民の誰もが利用できる点にあります。 民間プールには、インストラクターによる習熟度別の指導や、サウナやジャグジーの設置されているなど、付加価値サービスが提供されているため、市営に比べ高い料金になっています。 そのため、料金を理由に利用できない方がいないよう、誰もが利用できる市が所有するプールとして、学校プールなどの活用を検討していきます。
6	学校プールの統廃合や屋内化の話と、市営プールの存廃議論はどのように連動しているか。	学校プールの統廃合や屋内化の議論と市営プールのうち屋外プールの議論は施設の老朽化と危険を増す酷暑への対策という点で同じ課題の解決を目指すものです。そのため市内のプールのあり方検討会で検討を行っていきます。
7	市営プールが廃止になった場合、夏季の子どもの遊び場不足はどのように考えているか。	大塚公園プールは、現在休止中なので廃止になっても影響は無いと考えます。さらに近年の異常気象から夏季の子どもの遊び場は屋内志向が強まっており、ショッピングモール内の大型屋内施設が増えています。本市でも屋内プールを含め、子どもたちが安全に遊ぶことができる場の確保について検討していきます。
8	屋外プールを水遊び場などへ転換する可能性はあるか。	（仮称）八王子市スポーツ施設整備・保全方針の中で検討を行っていく。 また、廃止した施設の跡地については、適切な所管で活用方法を検討していきます。
9	陵南プールを改修（廃止？）した後、レジャー施設として維持するのか、健康増進・水泳指導などの役割を持たせるのか。	現在のようなレジャー施設としての役割を維持するか、健康増進などの役割を持たせるのか、施設の現状などを総合的に鑑み、（仮称）八王子市スポーツ施設整備・保全方針の中で検討を行っていきます。
10	廃止されたほとんどの理由が施設の老朽化となっていますが、その後どうしているか、他の利用方法はあるのか、また、新たな施設はできているか、計画があれば知りたい	本市では、廃止した施設の跡地については、適切な所管が活用方法を検討していきます。 富士森公園プールは平成17年に施設の老朽化などを理由に休止・撤去され、その後、新たにフットサルコートとして再整備されたことがあります。 他市では、小平市の萩山公園プールは通年利用型スポーツ施設への再整備を検討、横須賀市の田の浦公園プールは保育園移転と交戦再整備、大和市の大和スポーツセンタープールは駐車場として整備されています。
11	近年の猛暑からすれば現状のままでは屋外プールの存続は難しい。建築・健康面からも十分に意見を聞いて新たな施設整備の検討、利用者の声を聴いて対策してほしいと思います。	現状や各所からの意見などを参考にしながら、（仮称）八王子市スポーツ施設整備・保全方針の中で検討を行っていきます。
12	屋外プールの整備は、使用できる期間が短いことから、費用対効果の点から積極的に取り組めないことは理解できるが、廃止イコール市民が利用できるプールの減少となってしまってはならないと考えます。その点について、今後のプール整備のビジョンを伺いたい。	屋外プールの数が減少したとしても、市民がプールを利用する機会を確保するため既存の学校プール、民間プールの活用を含め検討します。また、市におけるプール整備のビジョンは（仮称）八王子市スポーツ施設整備・保全方針の中で検討を行っていきます。 民間プールの活用について、夏の猛暑の時期に涼しい環境で運動ができるよう、メガロス八王子と共催で夏季に各種教室を実施していますが、その一環として水泳教室も実施する予定です。 なお、現在、学校プール開放も毎年開催しています。
13	市で整備できない部分については、民間施設の利用を視野に入れるのであれば、民間施設に補助金を出すなどして、例えば、民間プールを利用した際の市民割引制度を推進し、市民利用の啓発をするなどの考えはあるか伺いたい。	夏の酷暑の時期に涼しい環境で運動ができるよう、令和7年度よりメガロス八王子との共催事業を行うなど民間企業との連携を行っています。その一環として水泳教室も実施する予定であり、このような取組みを今後も継続して行っていく、市民のプール利用機会の確保に努めていきたいと考えています。

資料3

八王子市が設置するプールの あり方について

生涯学習スポーツ部
2026年5月29日
スポーツ推進審議会資料

1 目的

八王子市の公共プール(屋外・屋内)および学校プールのあり方について、「八王子市プールあり方検討会」において検討を進めている。

特に屋外プールについて議論を進めていることから、スポーツ推進審議会委員の皆様のご意見を伺う。

◎本取組の目的

八王子未来デザイン2040に掲げる施策番号19「健康と活力を育むスポーツ・レクリエーションの充実」の推進

施策番号

第3編 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち 第3章 学びを活かせる生涯学習の推進 第2節

19

健康と活力を育むスポーツ・レクリエーションの充実

1 スポーツ・レクリエーションの振興



- スポーツを「する」「みる」「支える」ための環境づくり
- パラスポーツやユニバーサルなスポーツ、次世代のスポーツの振興
- スポーツを通じた健康づくり
- 企業・大学などとの連携による地域のスポーツ振興
- デジタル技術を活用したスポーツの振興

2

スポーツ・レクリエーション環境の整備と確保



- スポーツを支える施設の確保・充実と計画的な維持管理
- 小・中学校の施設開放と企業・大学などとの連携によるスポーツ施設の活用
- デジタル技術の活用による既存施設の有効活用とスポーツ実施率の向上

2 内容

1. 現状

■ 八王子市のプール施設の現状及び施設数

公共プール:5施設(屋外・屋内)

学校プール:小中学校107校、大学・高校にも設置

民間プール:9施設

■ 課題

公共・学校プールの老朽化が進行

(大塚公園プールは令和3年(2021年)から休止中)

屋外プールは猛暑による熱中症リスクも懸念

■ 方針・基準

公共プール:方針未決定(屋外・屋内とも)

学校プール:学校外プール切替基準【短期的】

市立小・中学校プール利用に係る今後の方向性【短期的】

■ 市の計画との関連

令和8年(2026年)度には、公共施設等総合管理計画と中長期保全計画が改定されるため、合わせて公共プールについても整理する。

2. 内容

公共プール(屋外・屋内)と学校プールのあり方について、プールあり方検討会を設置して検討している。

(1)屋外プールのあり方

環境の変化、夏期限定、老朽化などを考慮して維持管理を行いつつ、大規模改修が必要となった際は廃止し、将来的な屋内プールの可能性について、施設整備保全方針の中で検討を進めるものとする。

(2)屋内プールのあり方

環境変化の影響が少ないこと、地域住民の健康増進、スポーツ推進に加え、小中学校の水泳授業の場を確保するため、甲の原体育館プールを継続するとともに、東浅川保健福祉センタープールの継続を市長部局に要望する。

なお、あったかホールプールについては、現在小学校の水泳授業として活用していることも踏まえ、屋内プール及び学校プールの双方の考えを考慮してあり方を検討する。

(3)学校プールのあり方【中・長期的】

小中学校の水泳授業の場を確保するため、拠点校の必要性を含めた学校プールの再編についてあり方を検討する。なお、再編については、屋内プールの活用や新たな屋内プールの建設など、地域の実情を考慮しながら様々な可能性を検討する。

3. 経過及び今後のスケジュール

令和7年(2025年)

12月19日 第1回プールあり方検討会を開催

12月19日 第1回プールあり方検討会幹事会を開催

12月23日 スポーツ推進審議会を開催し意見聴取

令和8年(2026年)

1月27日 第2回プールあり方検討会幹事会を開催

4月27日 第3回プールあり方検討会幹事会を開催

4月30日～5月11日 市営プールの利用に関するアンケート

5月29日 スポーツ推進審議会開催

5月(適宜) プールあり方検討会幹事会の開催

6月20日 教育定例会

6月下旬 プールあり方検討会(部長級)の開催

7月7日 政策会議

(補足) 八王子市プールあり方検討会設置要綱

■八王子市プールあり方検討会設置要綱に基づいて検討会を設置する。
要綱(一部抜粋)と関連所管は以下の通りである。

八王子市プールあり方検討会設置要綱(一部抜粋)

(目的)

第1条 本市に設置しているプールについて、今後の存廃を含めたあり方について検討するため、八王子市プールあり方検討会(以下、「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、八王子市の屋外、屋内及び学校プールに関連して、次に掲げる項目について協議・調整する。

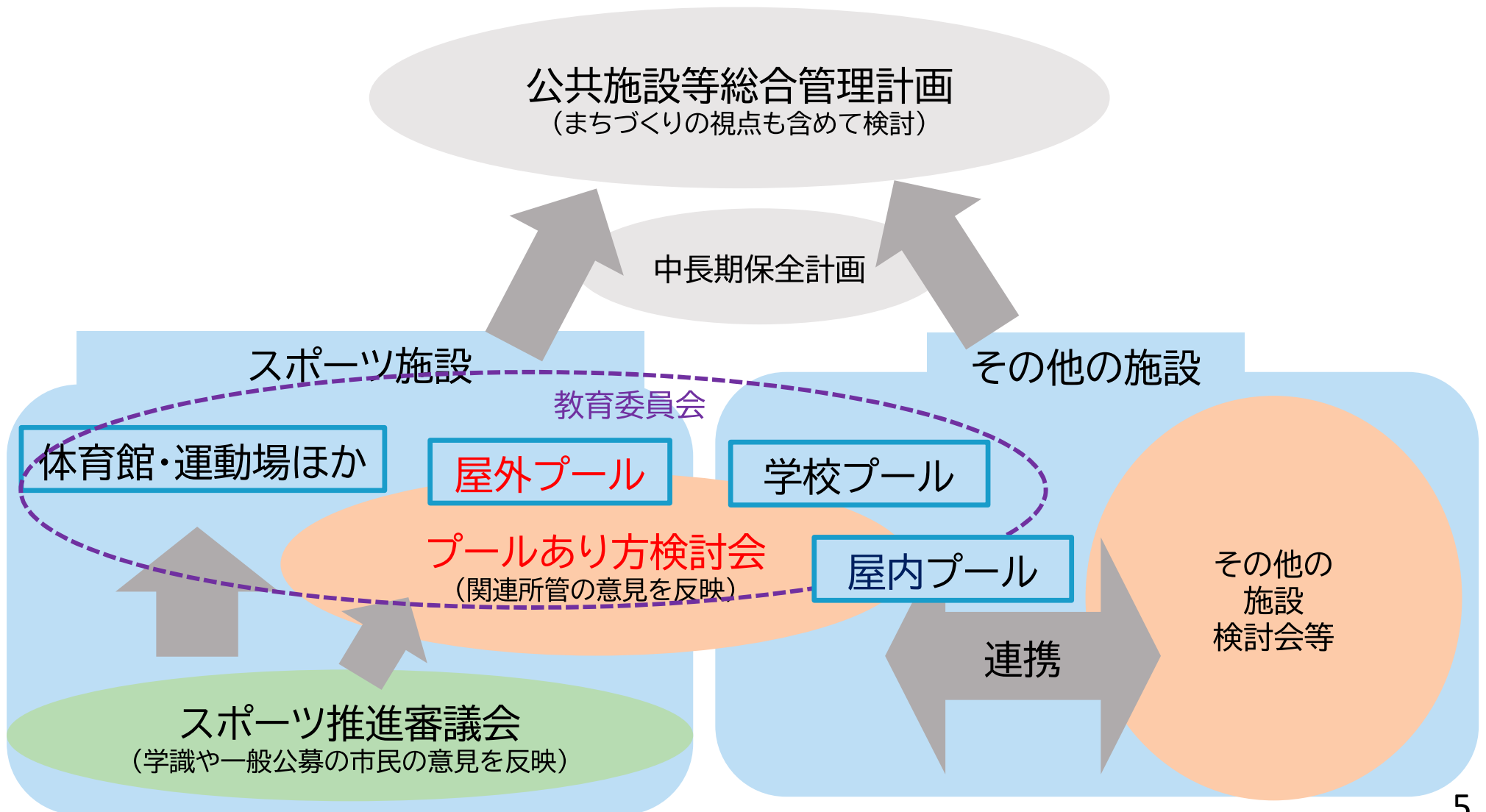
- (1) 屋外プールのあり方
- (2) 屋内プールのあり方
- (3) 学校プールのあり方
- (4) その他、必要な事項に関すること。

部	課
生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課
	スポーツ振興課
学校教育部	地域教育推進課
	学校施設課
総合経営部	経営計画課
契約資産部	資産管理課
健康医療部	東浅川保健福祉センター
環境部	環境学習推進課
都市計画部	都市総務課
まちなみ整備部	公園課

(補足) 八王子市プールあり方検討会の関係

■八王子市プールあり方検討会とその他会議体との関係図は以下の通りである。

検討会の意見は公共施設等総合管理計画に取り込み、公共施設マネジメントやまちづくりに反映する。

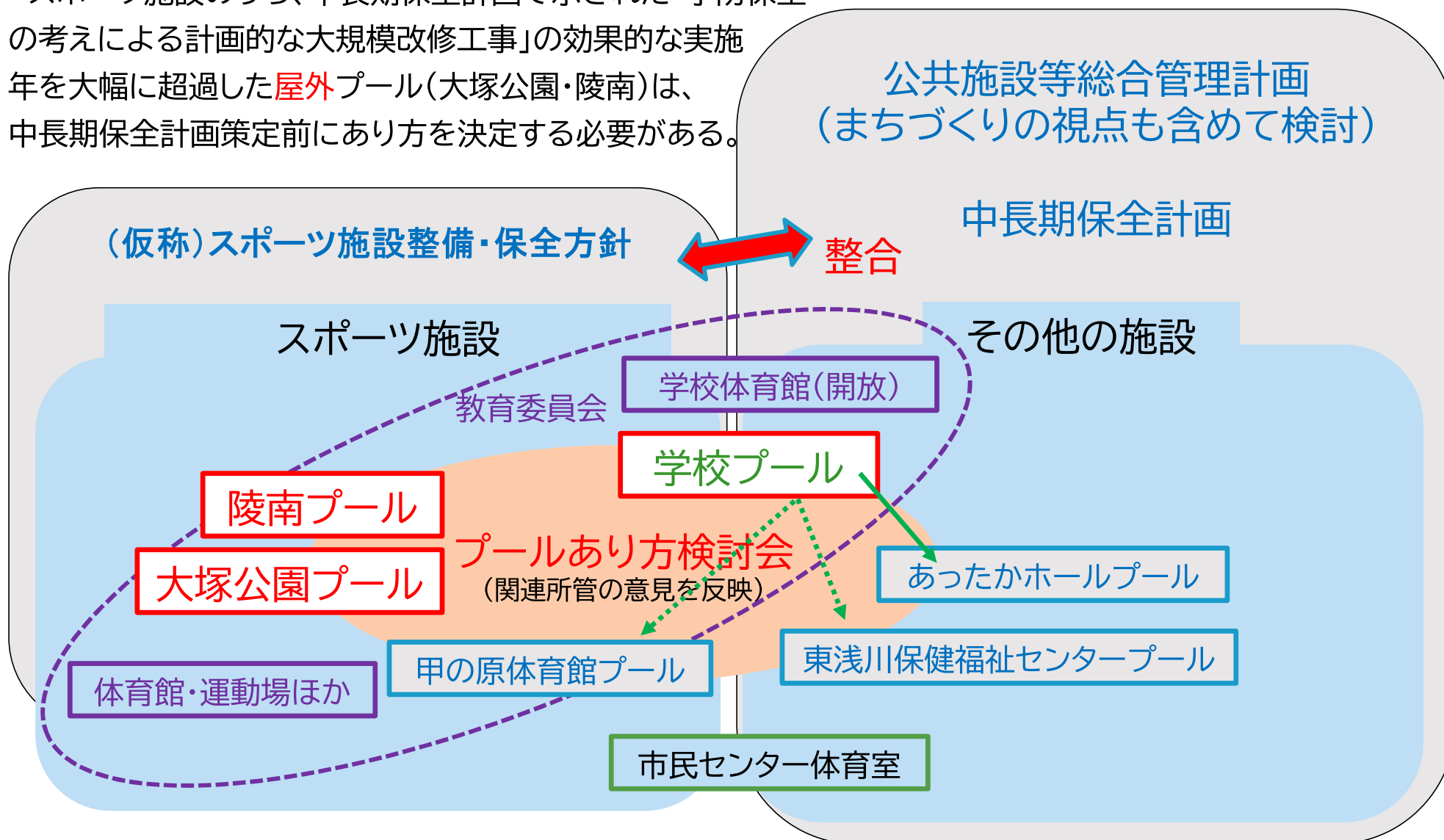


(補足) プールのあり方検討と各計画の関係

戻る

■プールのあり方検討と各計画の関係は以下の通りである。

スポーツ施設のうち、中長期保全計画で示された「予防保全の考えによる計画的な大規模改修工事」の効果的な実施年を大幅に超過した屋外プール(大塚公園・陵南)は、中長期保全計画策定前にあり方を決定する必要がある。



(補足) 市内プール (公共)

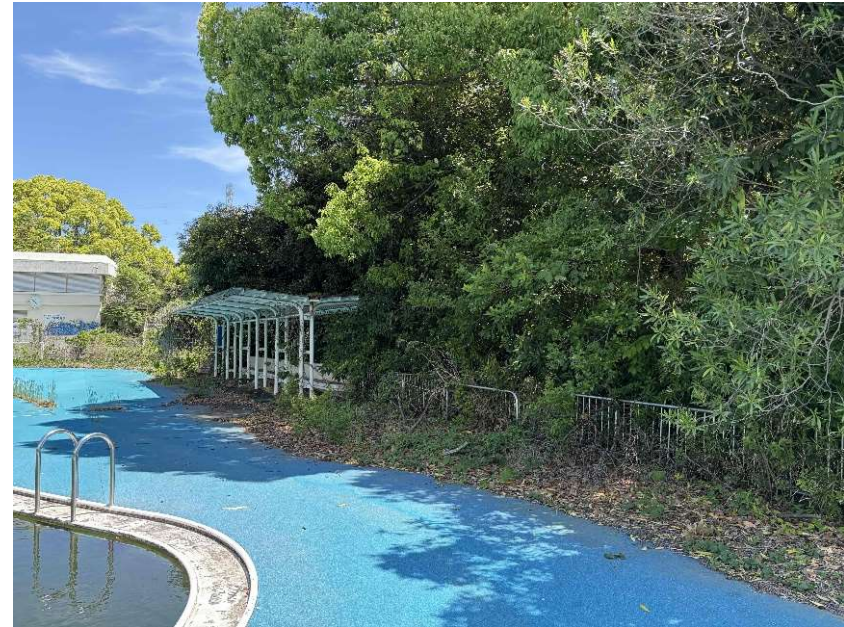
番号	施設名	屋外/屋内	形状	開設年度
1	陵南プール	屋外	25mプール 幼児プール	昭和49年(1974年)
2	大塚公園プール	屋外	変形プール 幼児プール	昭和62年(1987年) ※令和3年(2021年)から休止中(老朽化による)
3	あったかホールプール	屋内	25mプール 幼児プール	平成9年(1997年)
4	東浅川保健福祉センタープール	屋内	25mプール	平成3年(1991年)
5	甲の原体育館プール	屋内	25mプール 幼児プール	平成5年(1993年)

※富士森公園プール(屋外50m、25m)は、施設の老朽化や利用者減少のため平成16年(2004年)に廃止し、現在は民間に土地を貸し出し、フットサル場として活用

(補足) 陵南プールの現状



(補足) 大塚公園プールの現状 (休止中)



(補足) 大塚公園・陵南プールの役目

大塚公園プールと陵南プールは、健康面等の効果はあるものの、本来的には水深・形状ともに遊泳用プールとして設計されており、レジャープールとして機能している。近年、レジャーの多様化(屋内・体験型・デジタル型レジャーなど)によってレジャープールの利用人数が減少傾向にある。

また、八王子市周辺には代替となる大型のレジャープールが2施設あり、大塚公園プールは一定の役目を果たした施設と考えている。

番号	施設名	屋外/屋内	形状	備考
1	東京サマーランド (あきる野市)	屋外/屋内	屋外プール スライダー 等 室内プール 波のプール 等	冬季休園 令和7年(2025年)10月～ 令和8年(2026年)3月休止
2	アクアブルー多摩 (多摩市)	屋内	50mプール 幼児プール 流水プール スライダー 等	—

(補足) 市内プール (大学)

八王子市内の大学でプールが設置されている大学は以下のとおりである。

番号	大学名	屋外/屋内	一般開放	備考
1	東京工科大学	屋外	無 (大会等貸出有)	50m × 8コース (日本水泳連盟公認)
2	中央大学	屋外(夏季のみ) 屋内	無 (大会等貸出有)	屋外: 50m × 9コース 屋内: 25m × 7コース
3	拓殖大学	屋内	無	25m × 6コース
4	帝京大学	屋内	無 (大会等貸出有)	25m × 8コース
5	東京都立大学	屋内	無	25m × 6コース
6	法政大学	屋内	無 (過去に大会実績有)	50m (温水・公認プール)

(補足) 市内プール (高等学校)

八王子市内の高校でプールが設置されている高校は以下のとおりである。(一般開放は無し)

公立/私立	高校名	屋外/屋内	一般開放	備考
公立	都立南多摩中等教育学校	屋外	無	25mプール
公立	都立富士森高等学校	屋外	無	25mプール
公立	都立片倉高等学校	屋外	無	25mプール
公立	都立八王子東高等学校	屋外	無	25mプール
公立	都立八王子北高等学校	屋外	無	25mプール
公立	都立松が谷高等学校	屋外	無	25mプール
公立	都立翔陽高等学校	屋外	無	25mプール
公立	都立八王子桑志高等学校	屋外	無	25mプール
公立	都立八王子拓真高等学校	屋外	無	25mプール
私立	八王子学園八王子高等学校	—	—	—
私立	八王子実践高等学校	—	—	—
私立	穎明館高等学校	屋内	無(大会等貸出有)	25mプール(温水)
私立	東京純心女子高等学校	—	—	—
私立	共立女子第二高等学校	—	—	—
私立	聖パウロ学園高等学校	—	—	—
私立	帝京八王子中学校・高等学校	—	—	—
私立	帝京大学高等学校	—	—	—
私立	工学院大学附属高等学校	屋外	無	25mプール
私立	明治大学付属八王子高等学校	屋外	無	25mプール(50mプールは老朽化のため休止中・閉鎖予定)

(補足) 市内プール (民間 屋内)

中心市街地エリア(八王子駅周辺)

1	メガロス 八王子	子安町1-16-11	営業中
2	アクラブ 八王子	散田町3-2-1	営業中
3	セントラルフィットネスクラブ 八王子	新町2-5	営業中

北部エリア

4	バディー スイミングスクール 八王子東店	高倉町33-2	営業中
---	----------------------	---------	-----

南部・多摩ニュータウンエリア

5	ルネサンス 南大沢24	南大沢5-4	営業中
6	アクラブ堀之内	堀之内3-29-16	営業中

西部・高尾エリア

7	JSS 八王子スイミングスクール	狭間町1452-1	営業中
8	セント・ベル スイムスクール	並木町33-2	幼稚園のプール
9	スポーツクラブNAS 高尾	東浅川町550-1	営業中

(補足) 学校プール資料

■令和7年(2025年)度 学校外プール利用校(小11校 中1校)

学校名	会場
第一小学校 (元横山町)	セントラルフィットネスクラブ八王子 (新町) 民間屋内No.3
第二小学校 (八木町)	アクラブ八王子 (散田町) 民間屋内No.2
第四中学校 (元本郷町)	アクラブ八王子 (散田町) 民間屋内No.2
由木西小学校 (上柚木)	アクラブ堀之内 (堀之内) 民間屋内No.6
鹿島小学校 (鹿島)	アクラブ堀之内 (堀之内) 民間屋内No.6
別所小学校 (別所)	アクラブ堀之内 (堀之内) 民間屋内No.6
第八小学校 (石川町)	メガロス八王子 (子安町) 民間屋内No.1
川口小学校 (川口町)	メガロス八王子 (子安町) 民間屋内No.1
中野北小学校 (中野山王)	あったかホール (北野町)
式分方小学校 (式分方町)	あったかホール (北野町)
美山小学校 (美山町)	あったかホール (北野町)
中山小学校 (中山)	あったかホール (北野町)

(補足) 学校プール資料

■利用継続する場合に大規模修繕が必要な学校

×:老朽化が著しい △老朽化が進行している

NO	学校名	児童生徒数	切替基準※	プール架台	ろ過機
1	第五小学校	438	その他	×	問題なし
2	第九小学校	390	その他	△	問題なし
3	清水小学校	421	その他	×	問題なし
4	小宮小学校	450	その他	×	△
5	横山第二小学校	228	老朽化	△	問題なし
6	船田小学校	309	その他	×	問題なし
7	館小中学校 本校舎	95	小規模	△	問題なし
8	山田小学校	525	その他	△	問題なし
9	櫛田小学校	426	その他	△	△
10	緑が丘小学校	226	老朽化	×	問題なし
11	上壱分方小学校	366	その他	×	問題なし
12	横川小学校	353	その他	△	問題なし
13	元木小学校	287	老朽化	△	問題なし
14	陶鎔小学校	450	その他	△	問題なし
15	由井第二小学校	234	老朽化	△	問題なし
16	高嶺小学校	295	老朽化	△	問題なし
17	松が谷小学校	211	老朽化	△	問題なし
18	甲ノ原中学校	172	老朽化	△	問題なし
19	四谷中学校	288	老朽化	×	×
20	横川中学校	147	小規模	×	問題なし
21	檜原中学校	467	その他	△	×
22	由木中学校	559	その他	×	問題なし
23	中山中学校	218	老朽化	△	問題なし

※切替基準の詳細はスライド10を参照

■修繕等にかかる経費

内容	概算経費(1校あたり)
プール更新	300,000千円
ろ過機交換	16,000千円

■年間経費比較

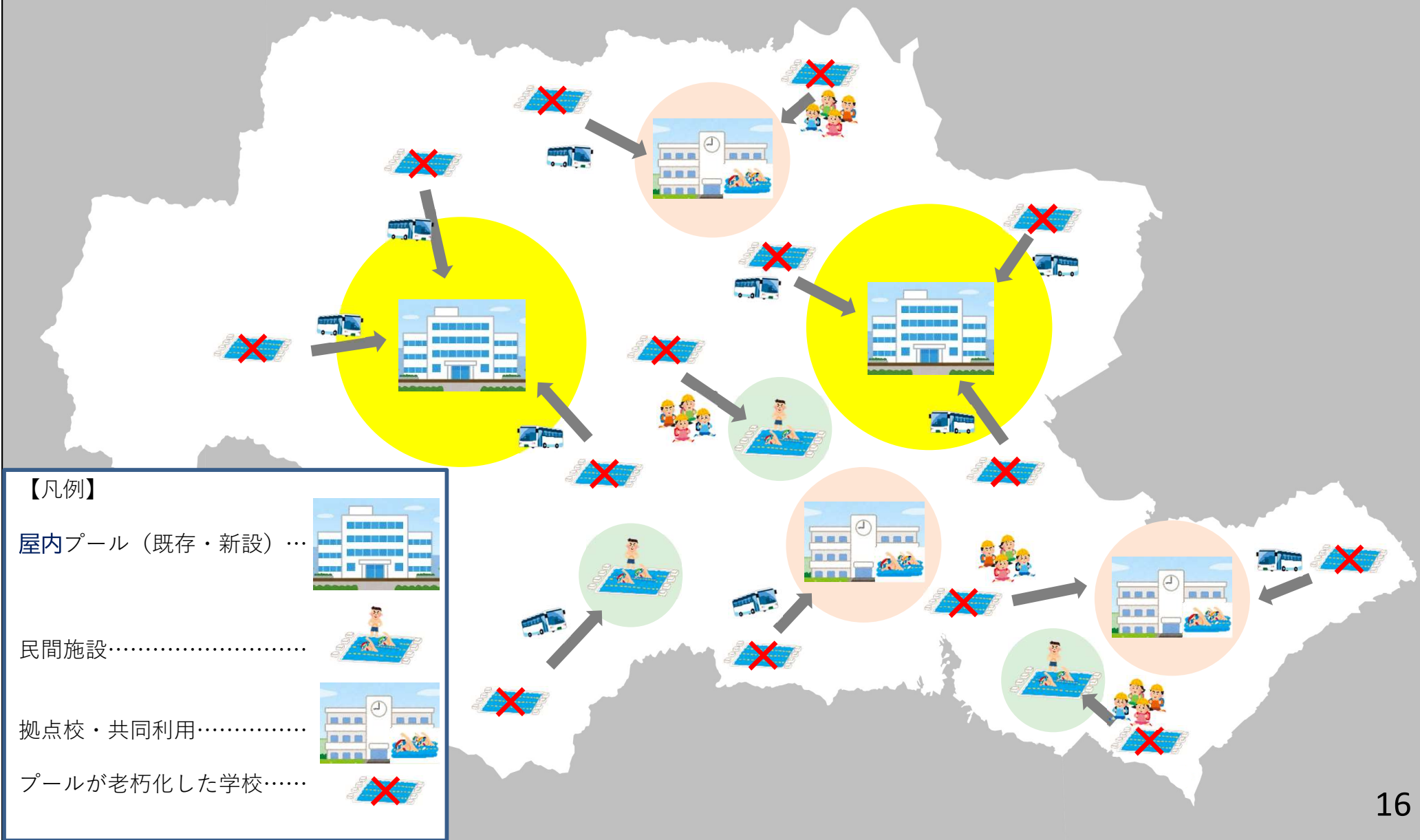
区分	年間経費	主な内訳
学校プール	約540万円	プール更新費(60年換算)・光熱水費・薬品費等
民間施設利用(バス移動)	約460万円	施設利用料・指導員・貸切バス等
民間施設利用(徒歩移動)	約240万円	施設利用料・指導員等
公共施設利用(バス移動)	約250万円	施設利用料・指導員・貸切バス等

学校外プール利用には、教員の負担軽減・児童生徒の泳力向上などメリットも多いが、送迎バスや代替プール施設の確保が困難などのデメリットもあるため、水泳指導の場の確保のために様々な方法を検討する必要がある。

小規模 : 児童・生徒数が概ね150名以内の学校
老朽化 : 老朽化が顕著
その他 : 学校外プールへの切り替えによるコスト削減効果

(補足) 学校プール資料

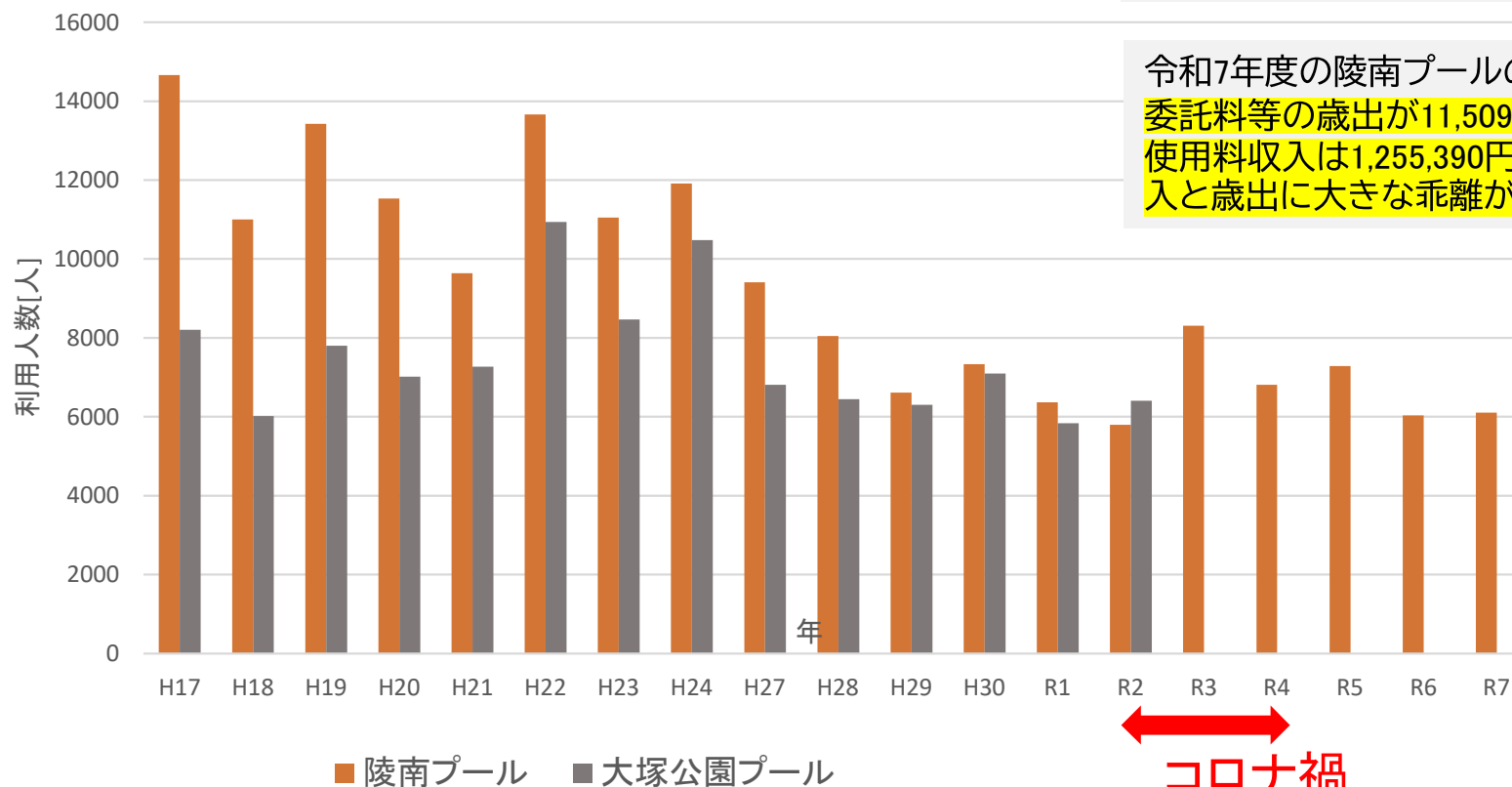
■イメージ図



(補足) 八王子市屋外プール資料

■八王子市屋外プールの収入と利用者数の推移

利用人数推移



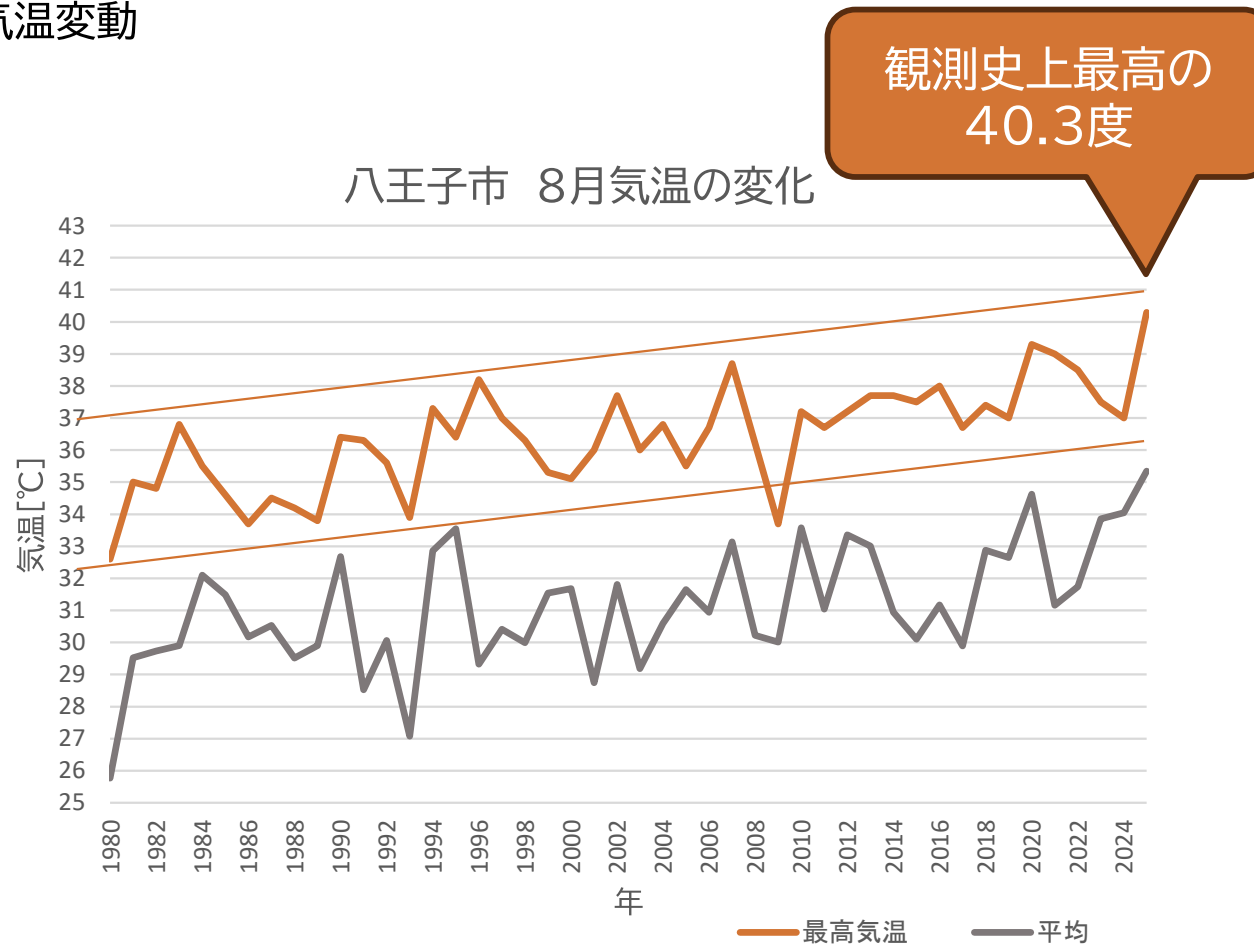
※大塚公園プールが休止となった令和3年(2021年)度に陵南プールの利用人数が増加したが、令和4年(2022年)度以降は6,000人程度で落ち着いている。

令和7年度の陵南プールの実績
委託料等の歳出が11,509,245円であるのに対し、
使用料収入は1,255,390円にとどまっており、歳入と歳出に大きな乖離が生じている。

⇒屋外プールの利用人数(収入)は減少傾向

(補足) 8月の気温変動、近隣市の状況

■八王子市 8月の気温変動



■自治体と府中市の動き(2025年10月3日 読売新聞)

屋外プール「整備せず」 府中市教委方針 猛暑対策 屋内移行へ

(補足) 屋内プール設置目的

■東浅川保健福祉センター

高齢者及び心身障害者の健康の増進及び教養の向上に寄与し、併せて広く市民の健康及び福祉の増進を図るとともに、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに市民相互の親睦を図る。

■甲の原体育館

市民の体育並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって、心身の健全な育成に寄与する。

■あったかホール

市民にごみ減量を啓発し、リサイクル文化の創造に寄与するとともに、環境学習の場及び市民相互の親睦の場を提供する。

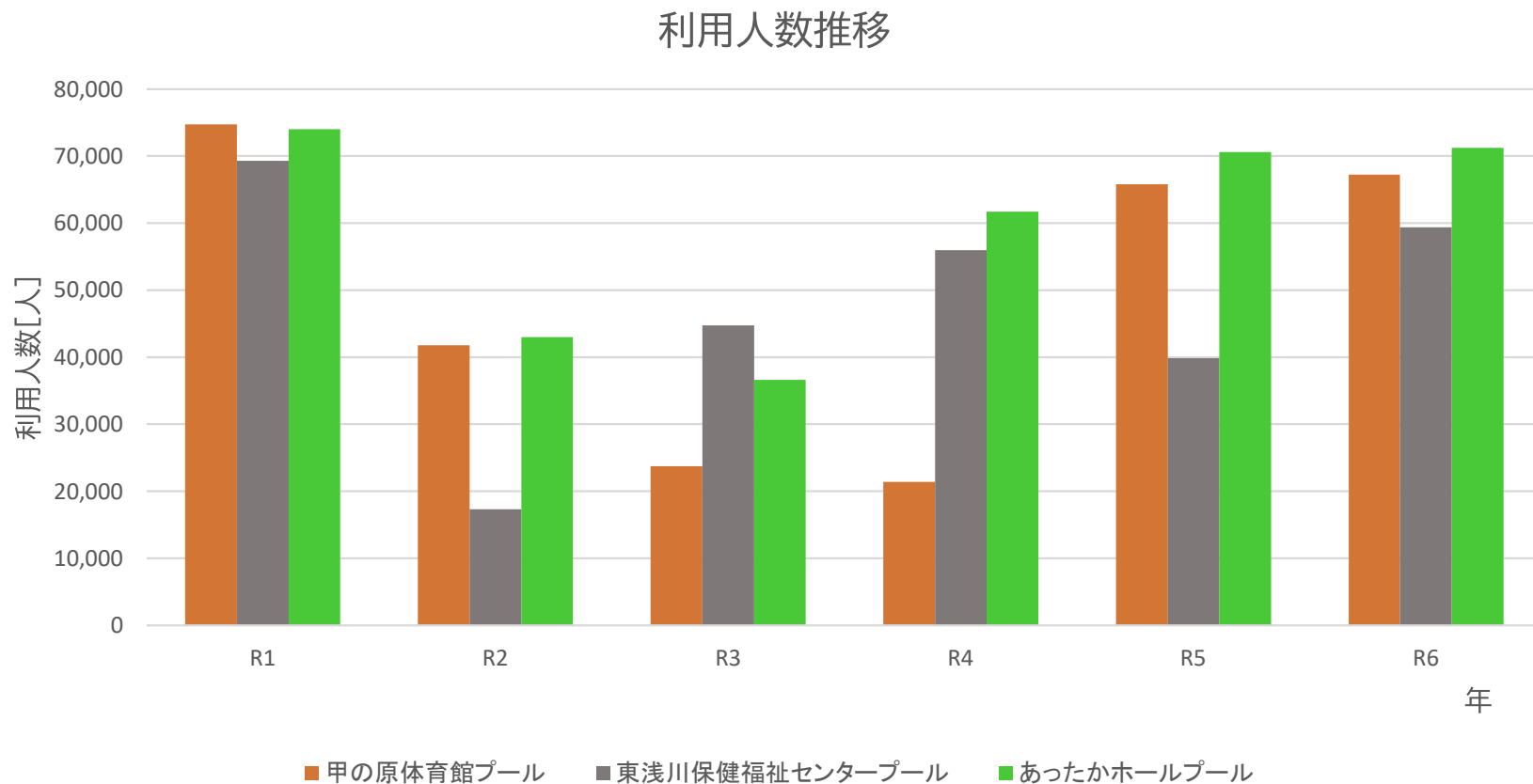
屋内プールの設置目的は「健康の増進」「教養の向上」「福祉の増進」「スポーツ振興」「レクリエーション振興」「心身の健全な育成」「親睦の場」と多岐にわたっている。

また、屋内プールの特徴は以下の通りである。

- ・屋内プールは、年間を通して運営できること
- ・屋外プールの利用者を受け入れられること
- ・小中学校の授業を受け入れられること
- ・災害時のマンホールトイレの用水として利用できること

(補足) 八王子市屋内プール資料

■八王子市屋内プールの利用者数の推移



- ・甲の原体育館プール: 令和3年(2021年)と令和4年(2022年)の利用人数が減少しているのは大規模改修のため
- ・東浅川保健福祉センター: 令和2年(2020年)は改修工事とコロナの影響で利用者数が減少
令和4年(2022年)3月1日～7月20日まで大規模改修工事のため休止

(補足) プールの効果

【1. 健康面(身体・心)】

- ・心肺機能の向上、筋持久力や柔軟性の改善、肥満防止など、全身運動として有効。
- ・関節への負担が少なく、高齢者やリハビリ患者にも適する。
- ・メンタルヘルスにも寄与し、ストレス軽減・睡眠改善などの報告あり。

【2. 社会的・経済的效果】

- ・地域交流の場として世代を超えたつながりを生む。
- ・健康維持による医療費削減、レジャー施設としての経済波及効果あり。

【3. 教育・安全(溺水防止)】(参考:文部科学省 学校体育指導資料『水泳編』、日本ライフセービング協会)

- ・学校教育での水泳授業は、溺水事故防止に直結。
- ・公共プールでの水辺安全講習は命を守る教育として機能。

【4. 消防水利・防災面】(参考:総務省消防庁『消防水利の基準』、文部科学省 学校施設防災活用事例)

- ・学校や公共プールは、消防水利(消火用水)として位置付けられる場合がある。
- ・災害時の生活用水やトイレ洗浄水としての代替利用も可能。
- ・取水口や貯水量の基準、衛生管理が重要。

【5. 環境・リスク・運営課題】(参考:厚生労働省『公衆浴場等における衛生管理指針』)

- ・都市のヒートアイランド緩和、水辺空間による快適性向上の効果あり。

資料4

屋外市営プールの利用に関するアンケート結果について

令和8年（2026年）5月29日

スポーツ推進審議会
生涯学習スポーツ部

1：調査の目的と背景

目的

屋外市営プールの利用実態および市民意識を把握し、今後の施設のあり方を検討するため、アンケートを実施した。

背景

- ・ 猛暑日の増加の気候条件の変化
- ・ 少子高齢化による利用構造の変化
- ・ 施設の老朽化の進行

これらにより、屋外プールを取り巻く環境は変化している。

検討の視点

単なる存廃ではなく、市民ニーズおよび利用実態を踏まえ、持続可能な施設のあり方を検討する。

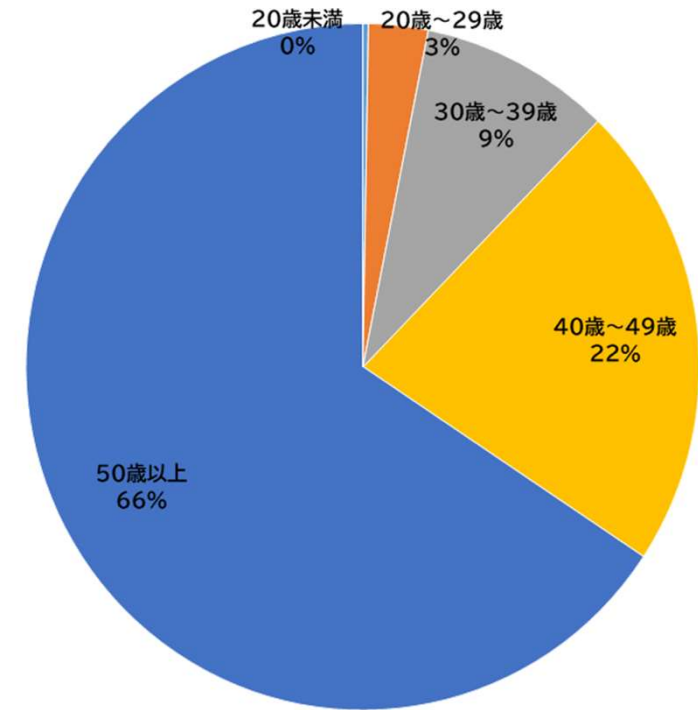
2：回答者の属性

年齢構成

40代以上が全体の87%、特に50歳以上の割合が過半数を占める。

留意点

本アンケート結果は、中高年層の意識を強く反映したものであり、若年層の意向は相対的に反映が限定的である可能性がある。



	回答数
20歳未満	25名
20歳～29歳	264名
30歳～39歳	850名
40歳～49歳	2039名
50歳以上	6081名
総計	9259名

3：屋外市営プールの必要性

市民の意見割合

『必要である』66%、『必要ではない』34%

⇒一定程度の必要性は認められる結果である。

調査方法別の比較

【電子アンケート（一般市民）】⇒必要とする回答が多数を占める

【現地アンケート（利用者）】⇒必要性を認める一方で、不要とする意見も一定数存在
特に利用環境や季節制約に関する課題への指摘が多い

電子アンケート

	必要である	必要ではない	総計
20歳未満	21	4	25
20歳～29歳	202	62	264
30歳～39歳	581	269	850
40歳～49歳	1279	760	2039
50歳以上	4040	2041	6081
総計	6123	3136	9259

現地アンケート（大塚公園・陵南公園）

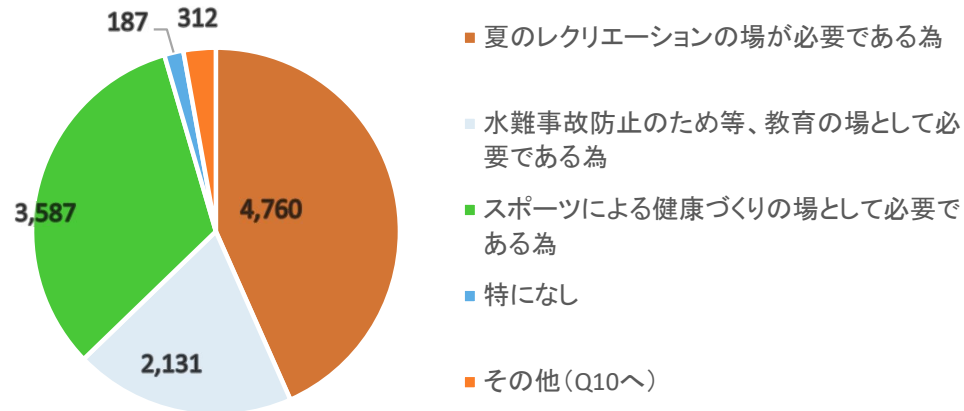
	必要である	必要ではない	総計
20歳未満	0	3	3
20歳～29歳	0	3	3
30歳～39歳	4	9	13
40歳～49歳	0	11	11
50歳以上	15	10	25
総数	19	36	55

分析

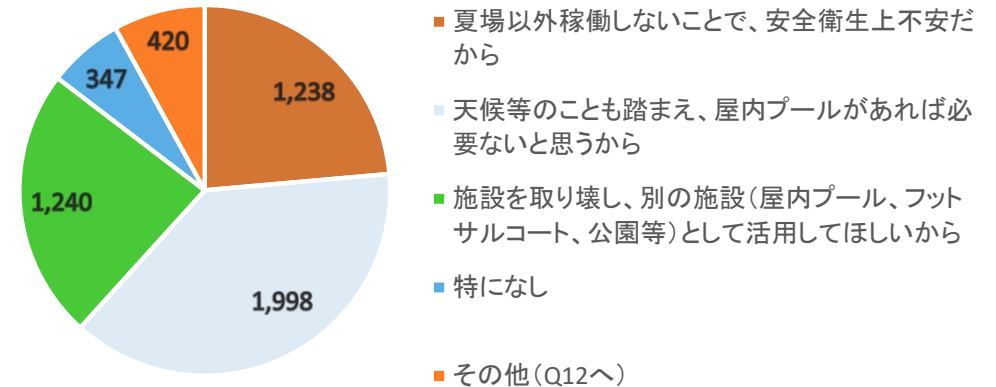
電子アンケートでは「必要」とする回答が多数を占める一方、現地アンケートでは利用環境等に関する課題を指摘する意見が多い。このことから、屋外市営プールについては一般的な必要性は認識されている一方で、実際の利用に際しては改善を要する課題が存在していると考えられる

4：必要・不要の理由分析

必要とする主な理由



不要とする主な理由



その他理由一覧

- ・ 安価で利用できる
- ・ 防災関連で活用できる
- ・ 子供の遊び場として残してほしい

その他理由一覧

- ・ 防犯上の課題がある
- ・ 屋内プールで代用できるから
- ・ 猛暑による熱中症リスクがあるため

「必要」回答者の施設に対する要望

- ・ 猛暑に対応できるようにしてほしい
- ・ 通年利用のできる施設にしてほしい
- ・ スライダーなどの遊具を設置してほしい

「不要」回答者の施設に対する要望

- ・ 別用途にも使える複合施設にしてほしい
- ・ 温水のプールを増やしてほしい
- ・ 夏限定では維持費含めもったいないため屋外プールを屋内プールにしてほしい

共通して指摘される課題

- ・ 施設の安全性の確保
- ・ 夏場の遊び場の確保
- ・ 一年を通した施設（資産）の有効活用

5：総括

（１）必要性の評価

屋外市営プールについては、多くの市民が一定の必要性を認めている。

（２）課題認識

一方で、以下の課題が明確に存在する。

- ・施設の安全性の確保
- ・夏場の遊び場の確保
- ・一年を通した施設（資産）の有効活用

（３）課題解決に向けた基本的な考え方

市民意識としては、「現状のままの維持」ではなく、機能改善や運営形態の見直しを求める意見が多い。このため、今後は

- ・既存代替施設の活用
- ・屋内化、複合化
- ・効果効率的な施設運営

等の取組みについて検討していく。

資料5－1

令和8年度（2026年度）スポーツ振興課当初予算案比較表

（単位：千円）

No	事業名		8年度	7年度	前年度増減	事業内容	増減理由（前年度比）等説明
1	スポーツ・レクリエーションの推進	体育振興費事務費	183	138	45	旅費・文具等の事務経費の他、他事業に分類されないもしくは横断的な経費。	AED賃貸借契約の債務負担設定分による増 (R8.7.1～R13.6.30)
2		スポーツ推進審議会運営	322	322	0	法に基づく審議会を設置し、スポーツの推進に関する重要事項について審議する。	
3		スポーツ推進委員活動	6,417	5,723	694	総合型地域スポーツクラブ等から推薦された市民を委員として委嘱し、地区レベルでスポーツを推進する。	3年に1度の委員委嘱に伴う経費の増
4		大会役員・選手派遣（広域スポーツ大会選手・役員派遣）	2,771	2,567	204	東京都スポーツ大会・市町村総合スポーツ大会・都民スポレクふれあい大会へ八王子代表選手を派遣する。	輸送用バス借り上げ料による増
5		各種大会開催（各種スポーツ・レクリエーション大会）	5,754	6,035	△ 281	市民スポーツ大会・スポーツレクリエーション大会・ヘルシーウォーキング等のスポーツ大会・イベントを開催する。	会場変更に伴う使用料減（市民レクリエーション大会）
6		各種大会・スポーツ教室開催（バラスポーツの推進）	663	676	△ 13	パラリンピック競技を中心にバラスポーツの体験の機会を設け、障害者理解の促進や障害のある方ない方の交流を図る。	消耗品費の購入減に伴う減
7		健康体操教室開催	7,047	8,586	△ 1,539	市民が身近な場所で気軽に運動できるよう、指導員派遣型の健康体操を実施。	実施方法の見直しによる減
8		全関東八王子夢街道駅伝競走大会の開催	31,041	29,539	1,502	JR八王子駅北口をスタートし、甲州街道を主なコースとする全国的にも最大規模の駅伝競走大会開催に際し、実行委員会の経費の一部を負担する。	人件費・物価高分を考慮した実行委員会負担金の増
9		国際スポーツ大会開催等支援	269	1,327	△ 1,058	スポーツ振興や誘客により、国内外へ本市の魅力発信や地域活性化に繋げるため、市内で開催される国際スポーツ大会の開催を支援し、スポーツMICEの推進を図る。	教室開催に関する委託料の減
10		地区運動会等開催	1,485	1,260	225	総合型地域スポーツクラブや旧地区体力づくり推進協議会などの団体に対し、全年代が参加できる運動会・スポーツ大会等に開催するための補助金を支給する。	実績による予算増
計			55,952	56,173	△ 221		
11	基金積立金	スポーツ推進基金	36,861	37,982	△ 1,121	スポーツ推進事業の実施に必要な資金を積み立て、同事業のための経費と施設の建設資金の財源として活用する。	

令和8年度(2026年度) スポーツ施設管理課 当初予算案比較表

(単位:千円)							
No.	事業名		8年度	7年度	前年度増減	事業内容	増減理由(前年度比)等説明
1	学校の開	校庭夜間開放	3,565	3,115	450	翌日の授業に差障りのない範囲で、ナイター照明を設置した学校について、スポーツする場の提供を行うため校庭を開放する	
2		プール開放	3,945	3,651	294	夏期休暇中のプールを有効活用し、地域の方に自由に来しめる場の提供を行うためプールを開放する	
3	屋外運動施設の管理運営	滝ガ原運動場管理費	39,048	34,407	4,641	滝ガ原運動場の野球場(10面)、ソフトボール場(4面)、テニスコート(ハード2面・クレー2面)、サッカー場(1面)を安全かつ良好な状態で保つための維持管理経費	委託料(人件費)高騰による増額
4		川町運動場管理費	4,747	4,914	△ 167	川町運動場の少年野球場(1面)、少年サッカー場(1面)を安全かつ良好な状態で保つための維持管理経費	
5		栲田運動場管理費	10,494	7,906	2,588	栲田運動場の少年野球場(1面)、少年サッカー場(1面)、テニスコート(砂入り人工芝3面)、ゲートボール場(1面)、ジョギングコース(1周450m)を安全かつ良好な状態で保つための維持管理経費	委託料(人件費)高騰による増額
6		富士森公園陸上競技場管理費	41,502	38,289	3,213	2020年3月にリニューアルオープンした東京フットボールセンター八王子富士森競技場(富士森公園陸上競技場)の維持管理経費	委託料(人件費)高騰による増額
7		富士森公園テニスコート管理費	15,667	13,766	1,901	富士森公園テニスコート(砂入り人工芝6面、照明灯8基)を安全かつ良好な状態で保つための維持管理経費	委託料(人件費)高騰による増額
8		富士森公園野球場管理費	224,624	259,780	△ 35,156	スリーボンドスタジアム八王子(富士森公園野球場)(野球場1面、照明灯6基)を安全かつ良好な状態で保つための維持管理経費	スコアボード改修工事完了による減額
9		高倉公園野球場管理費	988	660	328	高倉公園野球場(野球場1面)を安全かつ良好な状態で保つための維持管理経費	
10		陵南プール管理費	15,172	15,470	△ 298	陵南プール(25mプール、幼児用プール)を安全かつ良好な状態で保つための維持管理経費	
11		下恩方地区運動場管理費	93	91	2	下恩方地区運動場管理費の野球場(1面)を安全かつ良好な状態で保つための維持管理経費	
12		西寺方グラウンド管理費	5,028	4,267	761	西寺方グラウンドの野球場(1面)ソフトボール場(1面)を安全かつ良好な状態で保つための維持管理経費	
13		上柚木公園内運動施設管理費	175,653	89,979	85,674	上柚木公園の野球場(1面)、ソフトボール場(1面)、陸上競技場(400m×8レーン全天候舗装)、テニスコート(砂入り人工芝8面)の管理運営を担う指定管理者への指定管理料	陸上競技場改2種公認更新工事による増額
14		大塚公園内運動施設ほか7公園施設管理費	74,195	76,170	△ 1,975	大塚公園の野球場(1面)、大塚公園他7公園のテニスコート(砂入り人工芝計24面)、北野公園野球場(1面)の管理運営を担う指定管理者への指定管理料及び、大塚公園水泳プール(変形25mプール、幼児プール噴水プール)を直営で安全かつ良好な状態で保つための維持管理経費	指定管理料(予算額と協定額の差分)による減額
15		戸吹スポーツ公園管理費	27,520	71,209	△ 43,689	戸吹スポーツ公園のスケートパーク、テニスコート(砂入り人工芝6面)、サッカー場兼ラグビー場(1面)の管理運営を担う指定管理者への指定管理料	戸吹スポーツ公園テニスコート及びスケートパークの夜間照明設備の改修工事完了による減額
16		施設予約システム管理費	9,059	4,295	4,764	運動施設の予約、利用管理を行う施設予約システムの維持管理経費	システム改修委託による増額 使用料及び賃借料による増額
17		屋外運動施設管理事務費	9,214	7,682	1,532	屋外運動施設全体(共通事務)に係る一般事務経費	使用料及び賃借料による増額
18	富士森体育館の管理運営	富士森体育館施設管理経費	91,301	84,294	7,007	富士森体育館を安全かつ良好な状態で保つための維持管理経費	富士森体育館主競技場床改修工事等による増額
19		富士森体育館分館競技場施設管理経費	13,721	15,449	△ 1,728	富士森体育館分館競技場を安全かつ良好な状態で保つための維持管理経費	雨漏り修繕完了に伴う減額
20		富士森体育館運営経費	76,975	63,930	13,045	富士森体育館を運営するとともに体育館オリジナルの各種スポーツプログラムを提供する経費	物価や人件費等の高騰に伴う委託料等の増額
21	甲斐原体育館の運営	甲の原体育館の管理運営	134,612	113,353	21,259	甲の原体育館の運営を担う指定管理者への指定管理料	物価や人件費等の高騰に伴う指定管理料の増額
22		甲の原体育館の機能拡充	2,858	2,858	0	「東京婦人補導院・八王子少年鑑別所」移転後の跡地を活用に向けた調査等業務委託を行う	
23	総合体育館の運営	総合体育館の整備	156,994	156,866	128	PFI事業契約に基づく総合体育館(エスフォルタアリーナ)の施設整備費割賦払い分に該当するサービス購入費	
24		総合体育館の運営	428,646	755,310	△ 326,664	PFI事業契約に基づく総合体育館(エスフォルタアリーナ)の指定管理料に該当するサービス購入費	雹害に伴う施設修繕完了に伴う減額
計			1,565,621	1,827,711	△ 262,090		

八王子市教育委員会事務局処務規則（昭和42年教育委員会規則第6号）の改正（抜粋）

改正後	改正前
（事務局の分課等） 第2条 事務局に次の部及び課（館を含む。以下同じ）を置く。 学校教育部 教育総務課 地域教育推進課 学校施設課 学校給食課 教育指導課 教職員課 生涯学習スポーツ部 生涯学習課 放課後児童支援課 スポーツ振興課 文化財課 図書館課 （分掌事務） 生涯学習スポーツ部 スポーツ振興課 (1) スポーツ及びレクリエーションに係る企画、調整及び施策の推進に関すること。 (2)～(5) 略 (6) 運動施設の整備、管理及び運営に関すること。 (7) 公園内運動施設及び陵南プールの管理及び運営に関すること。 (8) 体育館の管理及び運営に関すること。 (9) 公共用地及び事業所体育施設の開放に関すること。 (10) 部活動に係る地域との連	（事務局の分課等） 第2条 事務局に次の部及び課（館を含む。以下同じ）を置く。 学校教育部 教育総務課 地域教育推進課 学校施設課 学校給食課 学務課 教育指導課 教職員課 生涯学習スポーツ部 生涯学習政策課 放課後児童支援課 スポーツ振興課 スポーツ施設管理課 学習支援課 文化財課 こども科学館 図書館課 （分掌事務） 生涯学習スポーツ部 スポーツ振興課 (1) スポーツ及びレクリエーションに係る企画、調整及び施策の推進（スポーツ施設管理課に属するものを除く。）に関すること。 (2)～(5) 略

携及び周知に關すること。

(11) 部の庶務に關すること。

(12) 部内他の所管に屬さない
事項に關すること。

スポーツ施設管理課

(1) 運動施設の整備、管理及び
運営に關すること。

(2) 公園内運動施設及び陵南
プールの管理及び運営に關す
ること。

(3) 体育館の管理及び運営に
關すること。

(4) 公共用地及び事業所体育
施設の開放に關すること。

学習支援課

(1) 生涯学習活動の支援に關
すること。

(2) 生涯学習情報の収集及び
提供に關すること。

(3) 生涯学習相談に關するこ
と。

(4) 社会教育関係団体の育成
に關すること。

(5) 社会教育の広報活動及び
調整に關すること。

(6) 社会教育施設（他課に屬す
るものを除く。）の管理及び
運営に關すること。

(7) 青少年教育の推進に關す
ること。

(8) 生涯学習センターの管理
及び運営に關すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

令和9年(2027年)4月から 各種公共施設の料金を改定します

資料7

富士森体育館の(主な)料金改定内容

令和9年(2027年)4月1日利用分から、新料金の適用となります。

貸室等の種類	現行料金			改定後料金		
	午前～午後	夜間	全日	午前～午後	夜間	全日
主競技場(全面)	9,000円	10,500円	37,500円	13,500円	15,700円	56,200円
第3競技場	1,900円	2,000円	7,700円	2,600円	2,700円	10,500円
第4競技場	1,900円	2,000円	7,700円	2,600円	2,800円	10,600円
第5競技場	2,400円	2,500円	9,700円	3,000円	3,200円	12,200円
レクリエーションホール	1,500円	1,600円	6,100円	2,000円	2,200円	8,200円
分館競技場(全面)	4,200円	4,800円	17,400円	5,700円	6,000円	23,100円
各会議室	800円	900円	3,300円	1,100円	1,200円	4,500円

※ 上記の表は料金改定の一部抜粋になります。富士森体育館以外の運動施設も料金改定予定です。

改定の背景とポイント

物価高騰による コスト増



- ✓ 公共施設の運営には人件費や光熱水費などのコストがかかります。
- ✓ 物価高騰の影響でコストが増加し、将来にわたる安定運営に支障が出かねない状況です。

負担の公平性の 確保



- ✓ 施設は利用者が負担する「使用料」と、利用しない人を含む皆さまの「税金」で成り立っています。
- ✓ 料金改定により、この負担のバランスを是正します。

持続可能な 行政サービスの提供



- ✓ 今回の改定は、施設の安定運営や機能・サービス向上に活用し、長く使いやすく保つための見直しです。
- ✓ おおむね5年ごとに点検し、常に、時代に合った適正な料金であるように努めます。

料金改定の対象施設や料金改定の考え方など、詳しくは市のホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



暑さ指数(WBGT)とは・・・

暑さ指数（WBGT）は人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、 ②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、 ③気温の3つを取り入れた指標です。

日常生活に関する指針

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28以上31未満)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25以上28未満)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」（2022）より改編 ※

※ 日本生気象学会の承諾を得て、出典元の「WBGT」を「暑さ指数（WBGT）」とし、
値を気温（単位は℃）と区別しやすいように、単位のない指数として表記しています

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上35℃未満	28以上31未満	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上31℃未満	25以上28未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上28℃未満	21以上25未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2019）より

※上記2つの表は、環境省「熱中症予防情報サイト」より引用。

八王子市熱中症対策の対応方針

熱中症特別警戒アラート（※１）発表時、八王子における暑さ指数が 35 以上の場合、熱中症警戒アラート発表時及び八王子における暑さ指数が 31 以上 33 未満の場合の対応はそれぞれ下表のとおりです。

【対応方針における対応一覧表】

		熱中症特別警戒アラート	八王子における暑さ指数が 35 以上	熱中症警戒アラート	八王子における暑さ指数が 31 以上 33 未満
周知・啓発		防災行政無線・防災メール・ホームページ（市民等向け） メール（庁内向け・市議会議員向け）		防災メール（市民等向け・6 月～10 月の最初の開庁日に発信）	市ホームページでの熱中症対策に関する周知
クーリングシェルター等		クーリングシェルターの運用（101 施設）	まちなか避暑地の運用（125 施設）		
市施設運営		原則として、熱中症対策を徹底し、安全が確保できる場合には、 <u>市施設での活動を実施する。</u>		熱中症対策を実施し、 <u>市施設での活動を実施する。</u>	
市施設貸出		熱中症に関する注意喚起と条件提示を行い、 <u>市施設の貸出を実施する。</u> また、屋外の市施設の利用を控えるよう促す。 ※市施設貸出において、暑さによる熱中症リスクを理由とするキャンセルの場合は、 <u>還付対応とする。</u>		熱中症対策を実施し、 <u>市施設の貸出を実施する。</u>	
業	屋外	原則として、 <u>事業を中止または延期</u> する。 ただし、やむを得ず事業を実施する場合は 12 時から 14 時までの事業を中止、延期または休止する。 なお、当日現場で実測した暑さ指数が 35 以上の場合、上記時間帯以外でも、事業を中止、延期または休止する。		原則として、熱中症対策を実施し、 <u>事業を実施</u> する。 ただし、当日現場で実測した暑さ指数が 35 以上の場合、原則として、 <u>事業を中止、延期または休止</u> する。	原則として、熱中症対策を実施し、 <u>事業を実施</u> する。
	屋内	原則として、熱中症対策を徹底できない場合には、 <u>事業を中止または延期</u> する。		原則として、熱中症対策を実施し、 <u>事業を実施</u> する。	
地域主催事業（※）		主催者で実施可否について判断する。（市における対応方針について、主催者に情報提供する。）		主催者に熱中症対策の実施を依頼する。	

※市主催事業でない事業で、実行委員会形式でのイベント開催を含む（八王子まつりなど）

※１ 熱中症特別警戒アラートとは、都内 11 か所の観測地点全てにおいて、暑さ指数が 35 以上と予想される場合に環境省から発表されます。なお、令和 6 年度（2024 年度）のアラート運用開始から、全国で 1 度も発表されたことはありません。また、八王子における暑さ指数が 35 以上となった日数実績は、令和 7 年度（2025 年度）が 0 日、令和 6 年度（2024 年度）が 5 日となります。

